（面会の時間の制限）

第四十九条　法第八十三条第一項の規定により在所者の面会の時間について制限をするときは、その時間は、三十分を下回ってはならない。ただし、面会の申出の状況、面会の場所として指定する室の数その他の事情に照らしてやむを得ないと認めるときは、十分を下回らない範囲内で、三十分を下回る時間に制限することができる。

（面会の回数の制限）

第五十条　少年鑑別所の長は、法第八十三条第一項の規定による面会の回数の制限は、被告人又は被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に特に必要と認められる面会以外の面会について行うことができるものとする。

（面会の相手方の遵守事項の掲示）

第五十一条　少年鑑別所の長は、在所者の面会の相手方（付添人等又は弁護人等を除く。）が遵守すべき次に掲げる事項を具体的に明らかにして少年鑑別所内の見やすい場所に掲示するものとする。

一　法第八十二条第一項第一号イ又はロ（これらの規定を法第八十七条、第九十条及び第九十一条において準用する場合を含む。）に該当する行為をしてはならないこと。

二　法第八十二条第一項第二号イからハまで（これらの規定を法第八十七条、第九十条及び第九十一条において準用する場合を含む。）、ニ（法第八十七条において準用する場合を含む。）、ホ（法第八十七条、第九十条及び第九十一条において準用する場合を含む。）並びにヘ及びト（これらの規定を法第九十条及び第九十一条において準用する場合を含む。）に該当する内容の発言をしてはならないこと。

（信書の発受の相手方の届出）

第五十二条　少年鑑別所の長は、在院中在所者に対し、信書を発受することが予想される者について、次に掲げる事項を届け出るよう求めることができる。

一　氏名、生年月日、住所及び職業

二　自己との関係

三　予想される信書の発受の目的

四　その他少年鑑別所の長が必要と認める事項

2　第四十二条第二項の規定は、前項の規定により届出を求めた場合について準用する。

（信書の作成要領の制限）

第五十三条　法第九十五条第一項（法第九十九条、第百三条及び第百四条において準用する場合を含む。次条から第五十六条までにおいて同じ。）の規定による在所者が発する信書（委員会に対して提出する書面並びに法第百九条の規定による申出及び苦情の申出の書面を除く。）の作成要領についての制限は、次に掲げる事項（付添人等又は弁護人等に対して発する信書については、第二号に掲げる事項を除く。）について行うことができるものとする。

一　信書の用紙及び封筒の規格並びに信書の作成に用いる筆記具の種類

二　一通の信書に用いる用紙の枚数

三　一枚の用紙に記載する字数その他信書の検査を円滑に行うために必要な記載方法

2　在所者が発する信書に用いる用紙の枚数について制限をするときは、その枚数は、五枚を下回ってはならない。

3　在所者が発する信書の一枚の用紙に記載する字数について制限をするときは、その字数は、四百字を下回ってはならない。

（信書の発信の申請の日及び時間帯の制限）

第五十四条　少年鑑別所の長は、法第九十五条第一項の規定により在所者がする信書の発信の申請の日及び時間帯について制限をする場合にも、緊急の発信の必要があるときは、その発信の申請を受け付けなければならない。

（発信を申請する信書の通数の制限）

第五十五条　法第九十五条第一項の規定による在所者が発信を申請する信書の通数についての制限は、次に掲げる信書以外の信書について行うことができるものとする。

一　委員会に対して提出する書面

二　法第百九条の規定による申出及び苦情の申出の書面

（信書の発受の方法の制限）

第五十六条　法第九十五条第一項の規定による在所者が信書を発する方法についての制限は、次に掲げる方法に制限することにより行うことができるものとする。

一　郵便（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四十四条に規定する特殊取扱（速達及び年賀特別郵便の取扱いを除く。）によるものを除く。）による方法

二　電報による方法（緊急の必要がある場合及び付添人等又は弁護人等に対して信書を発する場合に限る。）

2　法第九十五条第一項の規定による在所者が信書を受ける方法についての制限は、次に掲げる方法に制限することにより行うことができるものとする。

一　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による方法

二　電報による方法

（複数の在所者に宛てた信書等の取扱い）

第五十七条　複数の在所者に宛てた信書であって、在所者が受けることを許すものは、そのうちの一人に交付する。

2　在所者に宛てた信書であって、在所者が受けることを許すもののうち、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものについて、法第五十四条第一項本文の規定によりその者に引き渡すこととならない場合には、法第九十四条（法第九十九条、第百三条及び第百四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第百二条又は第百七条第三項の規定によりその者がこれを受けることを禁止し、又は差し止める場合を除き、その者に、その物品の提示その他の方法によりその内容（法第九十四条の規定により削除し、又は抹消すべき箇所を除く。）を了知させるものとする。

（死亡者の発受禁止信書等の引渡し）

第五十八条　法第九十七条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十九条、第百三条及び第百四条において準用する場合を含む。）の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製（第六十八条第一項において「発受禁止信書等」という。）のうち、法第九十七条第四項（法第九十九条、第百三条及び第百四条において準用する場合を含む。）の規定により引き渡すものについては、第三十四条の規定を準用する。

（翻訳等の費用の負担）

第五十九条　法第百七条第一項後段又は第二項後段に規定する通訳又は翻訳の費用は、次に掲げる場合を除き、面会等（面会又は法第百五条第一項の規定による通信をいう。第二号イにおいて同じ。）又は信書の発受の目的及び在所者の負担能力に照らしてその者に負担させることが相当と認められる特別の事情があるときに限り、その者に負担させることができるものとする。

一　在所者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者と面会し、又はその者との間で信書の発受をする場合